

第四十三回国会 衆議院 内閣委員会議録 第十二号

昭和三十八年三月二十日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事伊能繁次郎君 理事内藤

理事藤原 節夫君 理事石橋

理事石山 権作君 理事山内

井村 重雄君 内海 安吉君

小笠 公昭君 小沢 辰男君

尾関 義一君 木村 公平君

笹木 一雄君 辻 寛一君

船田 中君 保科善四郎君

田口 誠治君 中村 高一君

受田 新吉君

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

文部大臣 荒木萬壽夫君

厚生大臣 西村 英一君

運輸大臣 綾部健太郎君

出席政府委員

厚生政務次官 渡海元三郎君

厚生事務官 熊崎 正夫君

(大臣官房長)

厚生技官 尾崎 嘉篤君

(医務局長)

厚生事務官 鈴木 信吾君

(医務局次長)

厚生事務官 山本 正淑君

(年金局長)

運輸事務官 廣瀬 眞一君

(大臣官房長)

運輸事務官 若狭 得治君

(船員局長)

運輸事務官 岡本 悟君

(鉄道監督局長)

運輸事務官 木村 睦男君

(自動車局長)

海上保安庁長官 和田 勇君

委員外の出席者

厚生事務官 坂本貞一郎君

(大臣官房人事課長)

運輸事務官 亀山 信郎君

(海運局次長)

専門員 加藤 重喜君

三月二十日

委員賀屋興宣君、額彌彌三君、園田

直君及び中村梅吉君辞任につき、そ

の補欠として尾関義一君、木村公平

君、小沢辰男君及び井村重雄君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員井村重雄君、小沢辰男君、尾関

義一君及び木村公平君辞任につき、

中村梅吉君、園田直君、賀屋興宣君

及び額彌彌三君が議長の指名で委員

に選任された。

本日の会議に付した案件

外務省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第四一號)

在外公館の名称及び位置を定める法

律及び在外公館に勤務する外務公務

員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出第四二號)

文部省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第四四號)

運輸省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一九號)

案(内閣提出第一九號)

厚生省設置法及び国立光明寮設置法

の一部を改正する法律案(内閣提出

第一六號)

○永山委員長 これより会議を開きま

す。

外務省設置法の一部を改正する法律

案、在外公館の名称及び位置を定める

法律及び在外公館に勤務する外務公務

員の給与に関する法律の一部を改正す

る法律案、文部省設置法の一部を改正

する法律案の三案を一括して議題とい

たします。

以上の三案につきましては、昨日質

疑を終了いたしておりましたので、これ

より討論に入る順序であります。別

に討論の申し出もありませんので、直

ちに採決いたします。

まず、外務省設置法の一部を改正す

る法律案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よって、本

案は可決すべきものと決しました。

(拍手)。

次に、在外公館の名称及び位置を定

める法律及び在外公館に勤務する外務

公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よって、本

案は可決すべきものと決しました。

次に、文部省設置法の一部を改正す

る法律案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よって、本

案は可決すべきものと決しました。

以上の三案に関する委員公報告書の

作成等につきましては、委員長に御一

任を願いたいと存じますが、御異議ご

ざいませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なきものと認め

ます。よって、そのように決しました。

○永山委員長 運輸省設置法の一部を

改正する法律案を議題として、質疑に

入ります。

質疑の申し出がありますので、これ

を許します。山内広君。

○山内委員 運輸省設置法の改正の内

容につきまして、具体的に若干お尋ね

したいと存じますので、敷衍した御説

明をいただきたい。

改正の第一点であります新設の統

計調査部であります。御提案の理由

によると、各種の輸送統計を各局に分

掌していたものを集めて、一本にした

統計事務をやりたい、そういうことで

御提案になっておるわけで、私は、こ

の趣旨においては非常に敬意を表した

いと思ひます。この統計事務は、とか

く行管などでも強い指摘があります通

り、できるものは一本にして、経費と人

員の節減をはかることが望ましい行政

のあり方だということ、私も従

来強く指摘しておるのであります。そ

ういう意味で、調査部の新設とはい

ましても、そういう趣旨にのつとつた

点については非常に賛成したいと思

う。

○廣瀬(眞)政府委員 まず予算の關係

でございますが、従来運輸省の統計調

査は各局に分散されておりました。従

いまして、予算も私も非常に不十分

であるというふうに考えまして、機構

わけでありまして。ただ、そういう考え

方で実は予算書を見ますと、その中

でちょっと理解のできない点がありま

す。と申しますのは、統計調査に要す

る費用として、実は三千八百八十万

円の予算が組まれておるわけですが、こ

れは昨年比で、二千五百六十

四万円増になっておるわけですが、そ

ういう意味では、経費の節減どころ

が、かえって経費を多く要している

という点、そういうことから考えまし

て、はたしてこれは御説明の提案の

理由に沿った考えなのかどうか、

ちょっと理解しかねますので、その点

と、それからこの機構によって人員は

どれくらい削減できるのか、あるいは

部の新設によってふえるのか、人員の

關係をもあわせて御説明いただきたい

と思ひます。

○廣瀬(眞)政府委員 まず予算の關係

でございますが、従来運輸省の統計調

査は各局に分散されておりました。従

いまして、予算も私も非常に不十分

であるというふうに考えまして、機構

と関連いたしまして、若干予算の増を

お願いをしております。概括的に申し

上げまして、三十八年度予算では調査

予算が、大まかな数字でございますが、

約七千万円認められております。この

うち、新設の統計調査部は約六千万

円が移しかえられることになっており

ます。おまな項目を申し上げますと、

自動車運輸統計で二千六百九十四万

円、港湾の調査で一千六百四十六万

円、内航輸送の統計が四百八十二万円、

造船機材の統計、船舶船員統計、これが二百八十七万円、国際観光統計が百六十四万円、船員労働統計が九十四万円、こういうものがおもなものでございませう。確かにおっしゃいますように、経費は極力削減すべきものでございませうが、元来運輸省の統計が、組織が伴わない点もございまして、弱体でございましてので、若干強化をいたしたいというふうりに考えております。

それからその次の機構の問題でございませうが、率直に申し上げまして、統計調査部は四課からなりまして、定員は七十九名でございませう。私も政府内の予算の折衝の段階では、これまた定員も極力合理的に削減すべきものと考えておりますが、先ほど申し上げましたように、元来弱体でございませうので、若干の増員を考慮しておつたのでございませうけれども、今先生のおっしゃいましたような趣旨から、増員は一応考えませう、すべて部内の振りかえという事で、最小限度の定員七十九という事で努力をいたしたいというふうりに考えております。

○山内委員 御努力のあとがよくわかるのですが、ただ、これはもう一つ事務的な小さな問題ですけれども、お尋ねしたいと思つたのですが、今お話のような考え方、調査事務というものを努めて削減していく。ところが、首都自動車輸送調査委託費というのを六百四十万組んでおられるわけですね。なぜこれを問題にしたかといへば、前年度においては、いろいろ予算が組まれておらなかつたところが、新たにいろいろ委託費をつくつて肩がわりして、いろいろということになりますと、お考えの趣旨というものは、こういう点でまたくずれ

ておるのではないかと。若干上からなめただけで、内容は私わかりませぬので、そういう考え方もできるわけですね。これは一体どういふ関係でこの委託費ができたのか、どういふことを御調査になるのか、承りたい。

○廣瀬(眞)政府委員 これまた率直に申し上げますが、実は予算の折衝過程におきまして、皆さん御存じのようにな、たとえば大都市周辺の路面交通というものが非常に混雑しております。この解決策をいたしまして、トラック、バスのターミナルの建設というところを真剣に考えておりましたら、諸般の事情で、本年度の予算案にはこれが尚早というふうなことで入らない格好になりましたので、三十八年度は新しい問題といたしまして、路面交通の特に公共性の強いバス、トラックのターミナルの問題を含めまして、交通の輸送施設の関係について新しい項目として調査をするということになりました。その調査費として、従来なかつた六百何千というものが計上されておるわけでございます。

○山内委員 これは委託費になつておる。運輸省自体がやるのでなくて、これはどこかに委託する経費のように思ふのですが、どういふふうになつておるのですか。

○廣瀬(眞)政府委員 まだはっきりしたことは申しかねますが、運輸省自体で調査するよりも、部外の適切な機関を利用した方がよいと考えておられます。はつきりきまつたわけではございませぬが、運輸調査局というものがございまして、公益法人でございませぬ。これがそつとつた調査をするのに最も適すると思つておられますので、委託調

査という格好をとつております。

○山内委員 大体わかりましたが、今の御説明の中から、私一つ考えておるのです。実は前に自動車審議会というものを設けまして、今お話しのような都市の交通事情をいろいろ審議し、その対策を練るということと、これは存続期間を時限立法でありまして、昨年の四月でなくなつたわけですから、これも、仕事の継続としては、すでにこの自動車審議会がいろいろ問題を取り上げておつたと思ふ。この自動車審議会を設けるといふときも、いろいろ私見を述べたのでありますけれども、これがどういふ結論を出し、どういふ調査をどういふふうに自動車行政に對して寄与したのか、何にもわからないうちに消えてなくなつてしまつた。そして新たにまた、あなたの方では都市交通に關する基本的計画を樹立したという事で、そういう業務を監督局から大臣官房に移す、こういう御提案もこの中に含まれておる。そういうことで、行政の調査とか、そういうものの一貫性を欠いておると思つたのですが、さつきお尋ねした自動車審議会の調査、結論というものは、どういふふうになつたか、この際御答弁いただきたい。

○廣瀬(眞)政府委員 昨年の本委員会で御審議いただきましたが、自動車審議会は、自動車輸送全般につきましてもの大きな問題について種々審議をいたしまして、おおむねその結論を得たという事で、昨年廃止したわけでございます。

それから今のターミナルの問題でございませぬが、これは技術的にどういふた立地条件を備えたいか、あるいはつくとすればどのような構造を持つべきかというふうな、非常に技術的な問題がございませぬので、自動車審議会でも自動車輸送全般についての方針をきめまして、ターミナルの建設あるな施策として、ターミナルの建設については自動車関係の輸送施設の問題をしまして調査をしようというものでございまして、一連の關係があるというふうりに考えております。

○山内委員 この都市交通は大問題でありますから、これは一日も早く解決するべくいろいろな計画もあり、実行もまたなされなければならぬわけですが、今回都市交通の問題を監督局から大臣官房に移した。どういふことで、大臣官房に移したのか、この御提案だけではないか、この御提案だけで、お答えいただきたい。

はつくとすればどのような構造を持つべきかというふうな、非常に技術的な問題がございませぬので、自動車審議会でも自動車輸送全般についての方針をきめまして、ターミナルの建設あるな施策として、ターミナルの建設については自動車関係の輸送施設の問題をしまして調査をしようというものでございまして、一連の關係があるというふうりに考えております。

○山内委員 この都市交通は大問題でありますから、これは一日も早く解決するべくいろいろな計画もあり、実行もまたなされなければならぬわけですが、今回都市交通の問題を監督局から大臣官房に移した。どういふことで、大臣官房に移したのか、この御提案だけではないか、この御提案だけで、お答えいただきたい。

○廣瀬(眞)政府委員 都市交通の關係は、御承知のように注として、具体的に申し上げますれば、大都市の高速鉄道網の建設のあり方というふうな問題と、それからすでに都市交通審議会でもやつておられますが、路面交通のあり方、この二つがあるわけでございます。それで、従来は都市交通はこの二つを扱つておつたわけでございます。従つて、官房に二局、鉄道監督局、それから自動車局と、両方にまたがります問題を扱つておつたわけでございます。それが、便宜上鉄道監督局に置いておつたわけでございます。それで、これは格好から申しまして、不適當であるし、それからまた、事実上いろいろ不便がございまして、私も従来苦慮しておつたわけでございますが、今回、官房組織の強化拡充ということが予算折衝の過程において認められましたので、

○廣瀬(眞)政府委員 都市交通の關係は、御承知のように注として、具体的に申し上げますれば、大都市の高速鉄道網の建設のあり方というふうな問題と、それからすでに都市交通審議会でもやつておられますが、路面交通のあり方、この二つがあるわけでございます。それで、従来は都市交通はこの二つを扱つておつたわけでございます。従つて、官房に二局、鉄道監督局、それから自動車局と、両方にまたがります問題を扱つておつたわけでございます。それが、便宜上鉄道監督局に置いておつたわけでございます。それで、これは格好から申しまして、不適當であるし、それからまた、事実上いろいろ不便がございまして、私も従来苦慮しておつたわけでございますが、今回、官房組織の強化拡充ということが予算折衝の過程において認められましたので、

○廣瀬(眞)政府委員 都市交通の關係は、御承知のように注として、具体的に申し上げますれば、大都市の高速鉄道網の建設のあり方というふうな問題と、それからすでに都市交通審議会でもやつておられますが、路面交通のあり方、この二つがあるわけでございます。それで、従来は都市交通はこの二つを扱つておつたわけでございます。従つて、官房に二局、鉄道監督局、それから自動車局と、両方にまたがります問題を扱つておつたわけでございます。それが、便宜上鉄道監督局に置いておつたわけでございます。それで、これは格好から申しまして、不適當であるし、それからまた、事実上いろいろ不便がございまして、私も従来苦慮しておつたわけでございますが、今回、官房組織の強化拡充ということが予算折衝の過程において認められましたので、

かねがね考えておりました本来のあるべき姿にしたいということで、このような格好にいたしましたわけでございます。

○山内委員 その点はよくわかりました。一つ都市交通の困難な問題をぜひ早急に解決していただきたいと思ひます。

次に、従来の運輸技術研究所を船舶技術研究所に名称が変わる。おそらく内容も変わるのではないかと思ひますが、御提案の資料だけでは私ちよつと理解しきれぬわけでありませぬ。この研究所はたしか三百七十名以上も職員を持つておる大きな機構であります。今度名称と内容が変わるとすれば、三百七十何名かおるこの人たちの配置というものはどういふふうになるのか。今度は船舶の技術だけをやるのか、その技術の範圍も、操船もあるだろうし、造船もあるだろうし、いろいろあると思ふのですが、その内容をお聞かせいただきたい。

○廣瀬(眞)政府委員 まず、運輸技術研究所の改組の理由をごく簡単に申し上げますと、従来の運輸技術研究所というものは、船舶、鉄道、自動車、航空という多岐の分野にわたつて科学技術の研究を行つておつたのでございませぬが、これも率直に申しまして、研究がやや雑花的になりまして、専門的な分野における研究の効果が必ずしも十分に上がつておらないというふうな関係、航空関係の分野におきましては、運輸省の部外に、たとえば国有鉄道、航空技術研究所、それから科学技術庁の航空技術研究所という、きわめてすぐれた強力な研究機関が進歩して

○廣瀬(眞)政府委員 まず、運輸技術研究所の改組の理由をごく簡単に申し上げますと、従来の運輸技術研究所というものは、船舶、鉄道、自動車、航空という多岐の分野にわたつて科学技術の研究を行つておつたのでございませぬが、これも率直に申しまして、研究がやや雑花的になりまして、専門的な分野における研究の効果が必ずしも十分に上がつておらないというふうな関係、航空関係の分野におきましては、運輸省の部外に、たとえば国有鉄道、航空技術研究所、それから科学技術庁の航空技術研究所という、きわめてすぐれた強力な研究機関が進歩して

参りまして、これらのたとえは陸運関係、航空関係の研究は、今申し上げました機関を強化して専門的に行なわせる方が、国家的に見てより効果が上がるのではないかと、このよう理由から、元米運輸技術研究所の一番中核になつておりました船舶関係を重点的に強化拡充いたしまして、研究部門はこの船舶関係のみに集中いたしました。陸運関係、航空関係につきましては、ただいま申し上げました部外の機関に十分協調をとりながら依存をしていくということ、研究の効率的な効果を上げていくということでございます。ただ、運輸省といたしましては、ただいまの陸運部門あるいは航空部門につきましても、行政に直結いたしました試験的な事務がございまして、これは残していくこととございまして、その新しい問題といたしましては、最近航空、船舶の運輸の分野におきます電子技術の研究というものが非常に進歩して参りました。また、これが強く要請されておりますので、新しい船舶技術研究所では、この電子航法の関係も重点的に取り上げていくことを考えております。従いまして、結論的に申し上げます、現在運輸技術研究所の大まかな機構を申し上げますと、船舶部門、ここにたたくさんの部がございまして、定員は三百五十人おられます。それから現在の電子航法部門がございまして、この定員は八名というふうなことでございまして、それから陸運、航空部門としまして、陸運は鉄道部門と自動車部門でございまして、鉄道部門の方は四十二名、自動車部門は三十八名、航空部門が十五名というふうになつておまして、この三つを合

わせまして九十五名、部の合計が十五部でございまして、定員は四百八名となつております。新しい機構の船舶技術研究所の方は、船舶部門に三百三十一名、それから電子航法部門に十四名、それから先ほど申し上げました鉄道と自動車と航空の行政に直結いたしました試験部門に二十七名、合計いたしました部は十四部で三百七十二名、減員は、四百八名との差で三十六名の減というふうになつております。もう一度、くどいようでございますが、船舶部門と電子航法部門、これを強化拡充いたすわけでございます。○山内委員 船舶技術が長足の進歩をしておりまして、それに即応した研究体制をとりたいというお考えは私も同感であります。ただ、人員配置その他については若干考え方もありますけれども、一つ御努力いただきたい。そこで、次に、今度審議会との関係なんです、造船技術審議会というものが設けられております。これとの関係はどういうことになりますか。○廣瀬(眞)政府委員 船舶技術研究所と造船審議会との関係でございますが、造船審議会の方は、造船関係のいろいろ基本的な問題を御審議願ひまして、船舶技術研究所は、造船関係につきましましていろいろ技術的な問題の研究、それからあるいは民間からの委託というふうなこともございまして、一応関連は持つておりますが、基本的な技術的な研究というものは船舶技術研究所でやっていく、この方針につきましては、今の審議会ともちろん脈絡を保つておるわけでございます。○山内委員 行政のあり方として、こ

れは研究所と審議機関との分離は私も承知しておるわけですが、この審議会がいろいろ答申をする場合に、研究所の研究の成果というものを基づいてやらないと——審議会のメンバーをずつと見てみましても、失礼を言ひ方ですけれども、どうしても政治的に動かされる可能性の強いメンバーが相当におる。そういうことから、純粹に技術的な立場から審議されるものであるならば、そこで連関性を持たして、そこで集まった研究の成果を審議会を生かしてやっていく、こういう考え方に立ちまさんと、今のような御説明では、一応の関連はあるけれども、別個のものだ、その辺の考え方に食い違ひがあるので、以上私は意見を申し上げます。次に、お尋ねしたいのは、船員教育審議会を海技審議会に改組される問題ですが、これも御説明によると、法制に關する基本的事項と、こういうことになつておりますが、この点の内容を明らかにしていただきたい。○廣瀬(眞)政府委員 海技審議会の問題でございますが、従来運輸省には船員教育審議会というのがございますが、これを改組して、新しい問題として海技の問題を取り上げようというわけでございまして、その前提となりますものは、最近非常に世界的に技術革新が行なわれておまして、特に造船技術の分野におきましても、船舶の自動化の研究が非常に勢いで進んでおります。それで、最近におきます海運経営、それから労働の需給の関係から考へまして、今後ますます船舶関係の技術革新が急速に推進されるものというふうにお考えまして、近い将来には、一

隻当たりの乗組員というものは現在の半數ぐらいな格好になつてくるのじゃないかということが予想されます。こういった船舶の自動化と運輸技術の革新に対応いたしまして、乗組員の大大幅な減少ということが必要になつて参りますので、船内における勤務体制、それから船舶の職員制度、それから海技試験制度、船員教育制度等、海技に關する制度全般につきましまして、総合的な再検討を早急に行なう必要があるというわけでございまして、海技に關する法律制度あるいは慣習というものは、明治以来ほとんど変わることのない伝統的な格好で維持されておまして、船舶関係の制度、慣習全般にわたる総合的な再検討を必要といたしますので、新しく、従来の船員教育審議会をや性格を変えまして、従来の船員教育審議会の任務のほか、今申し上げました問題をプラスして審議をして参りたいというふうにお考えまして、船員教育審議会を改めて広げた格好にいたしました。海技審議会というものを新しく設置したいというわけでございまして、なお、海技関係の問題は、おおよそ二、三年ぐらいで一応の結論を得たいというふうにお考えしております。○山内委員 そうしますと、今度提案されております臨時鉄道法調査会、これは前の船舶技術研究所と造船技術審議会以上に、内容的には密接な関係を持つように今御説明で承つたので、これが、これとの関係はどうなりますか。○廣瀬(眞)政府委員 鉄道法調査会、これは今の造船関係あるいは海技関係とは関連がないものでございまして、名前の示すように臨時というふう

に考えております。これはたとえ現在の鉄道営業法というものをとりましても、明治三十三年に制定されました非常に古い法律でございまして、そして形式的に見ましても、たとえば旅客、荷主、鉄道事業者、こういったものの基本的な権利義務を規制する事項が、古い法律でございまして、全面的に法令に一任されております。これは現在の法体系からいって非常に原則であるということとございまして、また、内容的にも、現在の輸送事情あるいは経済事情に全般的に合わなくなつておりますので、こういった点を時代に即応した格好に改正いたしました。適正、安全、あるいは能率的な鉄道輸送、あるいはまた旅客、荷主等の権利義務を明確にして参りたいと思はれますが、これは実は民法あるいは商法の特則的な事項が非常に多ございまして、政府部内だけで検討するには不適當である。従いまして、部外の学識経験等に十分に御協力いただきまして、慎重な態度で、しかも二年でこういふ問題を片づけて参りたいというふうにお考えまして、設置をしようとするものでございます。○山内委員 考え方としては、私もかわばないわけではないのですが、従来この種の調査会とか審議会というものが設置される場合、特に古いいろいろな法律を整理して、そうして時代に即応したようにやるのですからいいのですけれども、かなり無理を伴うような法律が出る場合に、調査会、審議会というものがバックアップして、民主性を奪うような法律が、非常に強力な政府の施策をやろうとすることと生まれる可能性が、従来他の審議会、調査

会には見受けられるわけです。私は、この法制というものが確かに古いことも承知しております。この設けられる法制調査会が望ましいことだとももちろん思っております。けれども、そういうことのないように、調査会のメンバーは、もつと運輸全体に理解のある、そして将来の見通しのきくような方の中に十分入れておきますと、この調査会がとかく独断専行になつて、あとで摩擦を起す、そういう点で若干御注意申し上げておきたいと思ひます。

○廣瀬(眞)政府委員 たいだいま、御意見、まことにごもつともでございまして、私ども、この臨時鉄道法制調査会というものは、純法律的に事を運んでいきたいというふうに考えておりますので、委員の選考等につきましては、たいだいまお話のございましたように、公正妥当で、広い識見を持つる方を選考していききたいというふうに思ひます。お考えを十分尊重したいと思ひておきます。

○山内委員 そこで、この議案からは若干離れますが、これを最後の質問にいたしたいと思ひます。これは、最近海難事故が非常に多いこととお認めになっておられると思ひます。この間も、ときわ丸の沈没したあのニュースを見たりすると、これはジャーナリストの一般国民の感情を率直にとらえた記事だと思ひますけれども、事故を出す船員の立場からすると、安全法がむずかしくて何もわからぬのだ、それを一週間かなんかの講習会で資格をとって乗っておるの、ああいうものはわかりませんと、乗っておる人が答えておる。ああいう瀬戸内海のような、世界

で最も危険地帯といわれるようなところに船舶が密集して、安全法も知らぬ、経験の浅い者によつて、どんな大きな船と小さな船が入りまじつて航行しておる。それも画面に出ておるわけです。そういうことを見ますと、海難事故を防止しなければならぬ監督の立場にあるあなたの方として、あれは見のしが得ない一つの国民の声としてや、はり聞いてやらなければいかぬと思ひます。それで、この海難事故の最近起る原因がどこにあるのか、この点について船舶局長はどういうふうにとらえておられるか、また、将来こういう方法で防止する考えだという計画などがあつたら一つお聞かせ願ひたい。

○和田政府委員 海難の原因につきましては、お答えいたします。その大部分、約九割程度は、いわゆる人為といひますか、不可抗力ではありません。あるいは運転側の誤りでありませぬ。あるいは不注意、そういうものが多々ございまして、安全法の問題等につきましても、私の方は専門でございせんので、お答えしかねるのでございせんが、汽船は割合海難が少のうございせんが、いわゆる小型の船で機帆船あるいは漁船、そういったものが非常に多うございせん。これはいろいろ機帆船なり漁船に乗っておる船員の免状等について、比較的大型の船の船員の免状よりも低いものでよろしいという状態になっておられますので、そういうことも関係があるかと存じますが、そういう状況でございせん。

○山内委員 専門の方でないのでおわかりにならないという答弁ですが、確かに今の御答弁だけでは私全く満足できないのです。そこで、これは先ほど官

房長の御答弁の中にもありましたが、最近の船舶のいろいろな技術の革新から、乗組員というものはもう半数にできるのだ、しかも船舶の経営者においても、多少そういうものに金をかけても乗組員を減らしたいというところは、特に最近のように海運界が斜陽化しておるのときにおいては、そういう考え方が多いと思ひます。私の心配しておるのは、船が優秀になつた、それでどんな乗組員を減らしてもいい、このことをよほど理解してもらわないと、かりに優秀ないろいろな計器を使って航行の安全をはかつたとしても、一たん事故が出ると、乗組員が少くないということ、それからいろいろな経営上の問題から、安全というよりも、むしろ人員なり貨物の搭載数をふやそうというのが船主の考え方ですから、そういう意味で海難事故の防止という立場から見ると、半数に減らせるのだから減らしてもいい、こういう先ほどの御答弁のようないい考え方もつてこれからの教育なり海技のいろいろな研究なりが一方的に進められると、私は将来というものが非常に心配になるわけなんです。そういう点でどういう考え方を持っておられるか、この点も承つておきます。

○廣瀬(眞)政府委員 最近の海難事故と船員の関係でございせんが、分けまして外航船と内航船について申し上げますと、外航船につきましては、職員は商船大学あるいは商船高等学校において教育を受けました者、または海技大学校において再教育を受けた者で充足されております。また、部員は大部分海員学校において新人教育を受けたという者でございせん。部員の中には、一部海技大学校において再教育を

受けた者もございせんが、要するに、外航船の乗組員の教育につきまして、まあまあ十分やっておるというふうに考えておられます。

それからその次は内航船でございせんが、従来は海技大学校における小規模の再教育を除きましては、はつきり申し上げまして、正規の教育機関がなく、民間の講習会等にゆだねられておつたのでありますが、昨年度から海員学校に講習科というものを設けまして、適宜便宜に船員の職員の素質の向上に努めておるわけでございます。しかしながら、内航船の新人教育を行なう教育機関の要否とか再教育の充実につきましても、この際さらに検討を要すると思ひます。私ども、従来以上この問題を取り上げまして検討して参りたいというふうに考えております。

なお、最近の事故の原因について調査が進むに従ひまして、船員の教育の問題もございせんが、あるいは今御指摘のございましたような船舶の安全関係の勵行ということもございせん。こういった点も最近の海難事故にかんがみまして、教育の面、船舶安全性の面、こういった面を十分に考慮して、事故を未然に防ぐという格好で進んで参りたいと思ひます。たいだいま御指摘がございました点は、私ども十分に頭に入れまして、施策をやつていきたく思ひております。

○山内委員 陸の方と船の方と比べまして、海上の方の法制の問題というのは、私はやはり手をおかれておると思ひます。これに手をかけられるということとは、今度海技審議会の審議の中では期待をかけますけれども、親規定があ

るといふと、たとえば外洋に出る船もそれから内航の船も、親の一本の規定でもって拘束されていく。こういうことがありますと、どうしてもこれはどっちにも無理がかかるわけです。何方月も外洋に出て安全な海の上を歩くと、瀬戸内海とか津軽海峡とか、ああいうひんぱんなところと、これは一つの法律でもつて縛るというそのこと自体が無理なんです。どうしてもこれは実情に合ふような法的な措置ができません。あなたの方の行政指導というものが適切に行なわれないと、法一本でもつてやろうとすると、いろいろな欠点が出る。海難事故ができてから、どっちの責任だ、これは法律を守つたとか守らぬとかいつても、全然条件の違ふ海難が世界的に多い。これは船長さんに言わせると、もうこんなおつかないところはいやだ、何ぼ賃金をもらつてもいやだ、早くやめたい、ほんとうに船長さんの方の声を聞けばさう言つておられるのです。さういふ中で行政指導をどうしていかなければならぬか、この区別した配慮というものがなされなければいかぬと思ひます。

そこで、これは今運輸委員会や通信委員会に船舶職員法やそれから電波法がかけられておる。その内容については、専門のさういふ委員会でも議論されておるので、私これを申し上げる資格もないし、また取り上げようと思ひておきません。近く結論が出かかつておりますので、おそらく政府原案で通え方の中にも、今私申し上げたような危険をはらんでおると私は考えておる。たとえば無線通信士を今度減員していく。船主側の一方的な採算のため

上げます内容の御認識が十分でない
と、どうも名答が出ないと思ひますの
で、失礼ではございませぬけれども、若
千今までの経過を申し上げまして、そ
して大臣の答弁をいたさう、あと具体
的な面については、局長さんにいろい
ろと御質問をいたしたいと思ひます。

それで、私は時間的な面も考へて、
きょうは直接提案されております法
案の内容と離れまして、厚生年金の関
係を御質問申し上げたいと思ひます。
す。御承知の通り、厚生年金は、昭和
十六年に社会保険制度の一環としてわ
が国では法律化されて、昭和十七年か
ら実施をして、二十年かけて、女子は
五十五、男子は六十になったら給付が
受けられる、老齢年金の場合にはそ
う内容になっておりますし、その間
において不具者になったり、そういう
ような場合には、また別な給付の方法
もございませぬが、一応そういう形に
なっております。年々四万二千

円ぐらいたらと思ひますが、そ
ういうこと、非常にこの給付率が
悪く、昨年法律化されました公務員
の共済年金と比較いたしますと、三分
の一ぐらしか給付がないという。従
つて、こういうことから、私は、この問
題で、しつこいようございませぬけ
れども、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪いということはおもひつきりし
ておるし、それで、昭和三十九年にな
れば、この年金の会計は五年五年に一
応計算をして次の改正を行なうのが慣
例になっておりますけれども、一年繰
り上げて昭和三十八年の四月にさかの
ぼつてこの改正をし、この給付内容の
改善をはかる、こういうことを最終的
には大臣の方から答弁をいたしたい
おつた。そこで、私は昨年、三十八年
から実施をするということになりま
すれば、もう社会保険制度審議会なり
で結論が出て、厚生省の方でも相当作
業が進んでおらなければならぬ。こ
の秋の予算要求に間に合うようなこと
ができればいいか、こういうよう
な技術的な面についても御質問を申し
上げたのでございませぬが、七月に社
会保険制度審議会の方で審議をして
いただくようになっておるから、そこ
で結論を得ればこの予算要求には間に
合ふのだというよう御答弁があつたわ
けなんです。従つて、私は、三十八年
度の四月からはこの改正案が実施され
るものというように大きく期待をして
おつたのでございませぬ。しかし、今日
に至りましてもまだそのような気配が
見えませぬので、従つて、大臣として
は、各種年金で一番給付率の悪い厚生
年金をどういうようにお考えになつて
おるかということ、それから昨年大
臣が約束を国会でしていただいたので
すが、それを実施していただけておら
ないのか、これはどう理由に基づ
くものか、そして現大臣としてはどう
するつもりであるか、こういうように
分けて一つ御答弁をいただいて、それ
から大臣が次に行かれるところへ御出
席をしていただきたいと思います。

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

率が悪く、おとし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年より局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較して非常に給付

○山本(正)政府委員 ただいまの田口先生のお話でございますが、三十五年に法律は通ったわけでございますが、その際に、標準報酬のワクの引き上げ、暫定保険料率のその暫定の引き上げ、この措置が講ぜられまして、保険料収入も上がったわけであります。ただ、給付額も上がったわけであります。したがって、給付額も上がったわけであります。

○田口(誠)委員 今會計にどのくらい積立金がございますか。

○山本(正)政府委員 現在厚生年金の積立金は、三十七年度末の見込額が約七千億でございます。なお、三十八年度に純増加する見込額というものが千六百億でございます。

○田口(誠)委員 わからないのでお聞きするのですが、自然増加というのはどういふことですか。

○山本(正)政府委員 自然増と申しますのは、二点ございまして、厚生年金の被保険者が相増加いたしてございまして、それが第一点でございます。それから第二点は、給付のペースアップがございまして、下の方の低い給付の方々が高くなつておる。この二点の要

○田口(誠)委員 ところで、現在のところでは、支払ひ金額の何割が国庫負担ということになっておりますか。

○山本(正)政府委員 厚生年金におきましては二つに分かれておまして、一般の労働者につきましては、給付の一分五厘の国庫負担でございます。それから成内夫、それから体系は違つておりますが、船員保険におきましては二割の国庫負担、かように相なつてお

○田口(誠)委員 それでは、先ほど大臣の方にお聞きをし、また希望を申し上げておきましたが、新聞等では、大體六月くらいをめどにこの厚生年金の結論を出すというふうな見出しで、いろいろ書いておる新聞もあるのです。作業はそのような進み方をしてお

○山本(正)政府委員 先ほど大臣からも御説明がございましたが、この改正につきますには、まず社会保険審議会の審議を経ることになっておまして、従来経緯をいたしまして、政府当局の案を御審議願う前に、社会保険審議会におきまして、労使・中立委員のそれぞれ意見を調整いたしまして、政府案をつくる前に各種の議論をしていただく、こういう段取りをいたしてお

○田口(誠)委員 委員の改選が昨年夏はありました。その委員の改選が昨年夏はありました。その委員の改選が昨年夏はありました。その委員の改選が昨年夏は

○山本(正)政府委員 たいまお前がございましたように、やり方は二種類ございます。一方は、やり方は二種類ございます。一方は、やり方は二種類ござ

○田口(誠)委員 各種審議会がござい

○田口(誠)委員 保険数理といふのは、しろうとが手をつけてみてもなかなかやれないわけですが、これはやはり専門の厚生省の方でやっていた方が

○田口(誠)委員 国庫負担の割合が不十分であるという御意見は多々あるわけでありまして、この際問題になりますのは、もの考え方いろいろございまして、たとえば厚生年金と国民年金あるいは国家公務員共済といつたものと比較いたしました際に、一つの割合で国庫負担が今出ているわけであり

○山本(正)政府委員 国庫負担の割合が不十分であるという御意見は多々あるわけでありまして、この際問題になりますのは、もの考え方いろいろございまして、たとえば厚生年金と国民年金あるいは国家公務員共済といつたものと比較いたしました際に、一つの割合で国庫負担が今出ているわけであり

○山本(正)政府委員 国庫負担の割合が不十分であるという御意見は多々あるわけでありまして、この際問題になりますのは、もの考え方いろいろございまして、たとえば厚生年金と国民年金あるいは国家公務員共済といつたものと比較いたしました際に、一つの割合で国庫負担が今出ているわけであり

ておる次第でございます。これは審議会御審議願うている状況でございます。四月、五月くらいにまもていた。四月、五月くらいにまもていた。四月、五月くらいにまもていた。四月、五月くらいにまもていた。

○田口(誠)委員 各種審議会がござい

○田口(誠)委員 保険数理といふのは、しろうとが手をつけてみてもなかなかやれないわけですが、これはやはり専門の厚生省の方でやっていた方が

○田口(誠)委員 国庫負担の割合が不十分であるという御意見は多々あるわけでありまして、この際問題になりますのは、もの考え方いろいろございまして、たとえば厚生年金と国民年金あるいは国家公務員共済といつたものと比較いたしました際に、一つの割合で国庫負担が今出ているわけであり

○山本(正)政府委員 たいまお前がございましたように、やり方は二種類ございます。一方は、やり方は二種類ござ

○田口(誠)委員 各種審議会がござい

○田口(誠)委員 保険数理といふのは、しろうとが手をつけてみてもなかなかやれないわけですが、これはやはり専門の厚生省の方でやっていた方が

○田口(誠)委員 国庫負担の割合が不十分であるという御意見は多々あるわけでありまして、この際問題になりますのは、もの考え方いろいろございまして、たとえば厚生年金と国民年金あるいは国家公務員共済といつたものと比較いたしました際に、一つの割合で国庫負担が今出ているわけであり

○山本(正)政府委員 たいまお前がございましたように、やり方は二種類ございます。一方は、やり方は二種類ござ

○田口(誠)委員 各種審議会がござい

○田口(誠)委員 保険数理といふのは、しろうとが手をつけてみてもなかなかやれないわけですが、これはやはり専門の厚生省の方でやっていた方が

○田口(誠)委員 国庫負担の割合が不十分であるという御意見は多々あるわけでありまして、この際問題になりますのは、もの考え方いろいろございまして、たとえば厚生年金と国民年金あるいは国家公務員共済といつたものと比較いたしました際に、一つの割合で国庫負担が今出ているわけであり

○山本(正)政府委員 たいまお前がございましたように、やり方は二種類ございます。一方は、やり方は二種類ござ

○田口(誠)委員 各種審議会がござい

○田口(誠)委員 保険数理といふのは、しろうとが手をつけてみてもなかなかやれないわけですが、これはやはり専門の厚生省の方でやっていた方が

○田口(誠)委員 国庫負担の割合が不十分であるという御意見は多々あるわけでありまして、この際問題になりますのは、もの考え方いろいろございまして、たとえば厚生年金と国民年金あるいは国家公務員共済といつたものと比較いたしました際に、一つの割合で国庫負担が今出ているわけであり

に給付を引き上げ、かつまた、保険料の引き上げもそれに伴うという段階にございまして、困庫負担の引き上げも私もといたしましては主張して参りたい、かような心組みでおる次第でございまして。

○田口(誠)委員 今度改正される場合には、もちろん給付の引き上げは、額は今わからぬといたしまして、上がることは当然でございまして、保険料の率も引き上げのお考えであるか、この点も伺いたいと思ひます。それで、保険料の場合は、今の率を引き上げる場合と、標準報酬月額額の三万六千円というのを全く野放しにして、五万のもの五万、十万のものは十万というふうにとる方途はあるのですか、そういうふうな構想も伺いたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 御承知のように、厚生年金と公務員共済とよく比較に出されるわけでありまして、公務員の共済組合におきましては、保険料率が本人が千分の四十四、事業主が千分の四十四、そのほかに困庫負担、千分の九十八という保険料率になっております。厚生年金におきましては、それが現在千分の三十五でございまして、それを労使で折半している。こういうふうな非常に保険料率におきましては、違ひがあるわけで、従いまして、給付の違ひもさういふところからんでおる次第でございまして。今回厚生年金の改正によって老後の生活保障にふさわしい年金額にするということにいたしました。どうしてでも保険料率の引き上げを伴わなければならないわけでございます。ただ、現在の厚生年金の立て方は、所要の保険料率を一気にとるという形でなしに、修正積み立て方式と私

どもは申しておりますが、段階的に保険料率を上げていくというふうな方針をとっておりますので、保険料率を引き上げるにいたしまして、一気に無理計算によりまして保険料率というやり方はとれないのじやないか、かように考へておるわけでございます。

それから標準報酬の問題があるわけでございます。現在御指摘のようには、三十四年度の改正におきまして三万六千円を最高額といたしてございまして、その後の給付の実態というものは、三万六千円で頭打ちをされております。三万六千円が相当多数を占めておるといふ現状になっておりました。この点につきましては、標準報酬の最高額を相当引き上げたい、これを引き上げることによりまして、給付の方にはね返って参ります報酬の比例部分というものがございまして、給付の方もよくなりますので、ある程度引き上げていきたいと思います。しかし、野放しに引き上げるといふのではなしに、やはり頭打ちは設けまして、相当程度実態に応じたように引き上げていきたいと思います。かように考へておる次第でございまして。

○田口(誠)委員 詰めた質問になりますから、また厚生省としてはずばりの答弁がちょうちよされるかもわかりませんが、ただいまの御答弁からいいますと、標準報酬月額の最高額もどれだけ上がる、五万に抑えるか六万に抑えるかわかりませんが、上がると、それから段階的な上げ方も行なう、こういうことになりまして、現在手元にある金が七千億からあるわけなんです。それで、まあいろいろと計算というものは、なかなか計数の面はできるものじやありませんけれども、おおよ

そいろいろの面から考へてみて、私どもの要求しておるところは、社会党は定額部分を七千円というのを大会できめておりますが、少なくとも三倍ぐらには定額部分の引き上げを行なうつもりで、大体今構想されておる標準報酬月額のワクの広げ方によってまかなえていくのじやないかというふうな感じがするわけなんです。従って、それには国の補助金というものももちろん引き上げてもらわなければならないと思ふのであります。私は、国の補助金を今の割五分というのを三期にしてみれば、その他のことをそうひねくらなくとも、労働者が要求しておるところにはほほ達するようにならざるのじやないかというふうに思ひます。わけなんですけれども、そういう点はいかがなものでございましょうか。

○山本(正)政府委員 非常にむずかしい御質問でございまして、御承知のように、保険数理の計算というものは長期にわたっての計算になるわけでございます。今抽象的に計算が実は出ないわけでございます。一つのモデル・ケースをつくりまして、こういうふうなモデル・ケースでやると、保険数理が計算上どうなる、たとえば給付を幾らにし、定額部分を幾らにし、比例部分を幾らにし、あるいは困庫負担をどうする、というふうな条件をきめまして保険数理計算をやりまして、保険料率が幾らになるというふうなことも出てくるわけでございます。それが大まかな条件ではたしてまかなえるかどうかという判断は、非常にむずかしいわけでございます。今ちょっと即答いたしかねる次第でございまして。

き上げということが一つの大きなポイントで、御承知のように、昨年の社会保障制度審議会で、四十五年、六千円、こういう具体的な提示されております。今お話がございましたように、社会党の改正案というのも見えたいとおる次第でございまして。この定額部分を幾らにするかという点で非常にむずかしい問題は、実は最低賃金制の問題にもなるわけでございます。現在最低の標準報酬が三万六千円、四千円、五千円、それぞれのクラスに相当する賃金といたしまして、それがまだ相当ある形になっておりました。それといたしまして、この年金額がそれまでもらってあった給付よりいって、年金をもらうというふうな、そういう形式、姿が出てくるという点に、定額部分を幾らにするかという問題点があるわけでございます。そういう点も十分検討いたしまして、定額部分も相当引き上げたい、かような気持でおる次第でございまして。

○田口(誠)委員 老齢年金の場合は、女子五十五、男子六十ということですが、これもやはり各種年金を審議するときに問題になるわけですね。戦後、寿命が延びたというので、女子五十五、男子五十五が女子五十五、男子六十、こういうことに引き上げたので、すけれども、今の各会社の定年制の内容を見ますと、五十五才定年のところが多いのです。そうすると、労働者といふのは、これから後の労働者の場合は若干違つてはきますけれども、今働いておる、ここ二十年、三十年前から

中、戦後のああいふ苦しい中において低賃金で働いてきておるのだから、預金というものはまずないわけなんです。それで、もし無理をして預金でもできるのなら、金を借りて自分の住まいをするところをつくるという程度のことであつて、その他の預金はないわけなんです。そうしますと、定年で退職をいたしました場合には、たよるものは退職金と厚生年金よりないということなんです。そうしますと、六十才といふことになりまして、女子の場合でも、五十五才まで働くという人は現在のところではあまりないわけなんです。従つて、こういうことから、年齢の引き下げということも要求の一つとして出されておりますが、その点については、厚生省はどのようにお考えになっておられますか、この点についての御説明もいただきたいと思います。

○山本(正)政府委員 年齢の問題は、御承知のように、昭和二十九年度の改正のときに、男子六十才、女子五十五才となりまして、その後、この男子六十才、女子五十五才は二十年間にさういふふうにするということに経過規定がございまして、現在では男子五十七才、女子五十二才、こういうふうな形に相なつておる次第でございまして。先生も御承知のように、平均寿命が非常に延びまして、現在では西歐諸国とほとんど変わらない、むしろ、西ドイツあたりよりは日本の寿命が長く相なつておる次第でございまして、外国の例は大抵六十五才あるいは六十七才といふような例が多いのでございまして、日本の年金につきましては六十才、その意味におきましては低いわけでございます。ただ、御指摘のよう

に、定年制という問題がありますので、そのキャップをどうするかという議論が実はあるわけでございます。ただ、統計的に見ますと、五十五才で定年になりまして、六十才までそれぞれの職場で働いているという方々は非常に多いわけでございまして、八割何分というものは何らかの職場で働いていて、厚生年金保険の被保険者になる、あるいはまた、農業というふうな場合になりますと、国民年金の被保険者といえますか、国民年金の関係も出てくるというふうな現状でございまして、実情をいたしましては、相当部分の方々は六十才まで働いているというのが実態である、その意味におきましては、年金をもちろむというこの緊要な要求のある方々は、数としては少ないという現状じゃないかと思っております。ただ、これは、今後どうなっていくかという問題もからめて考えなければなりませんし、あるいはまた、減額年金といったような制度を設けた方がいいかどうかという問題も、実は論議の上でございまして、そういう問題とかね合いながら何らかの結論を得ていきたい、かように考えている次第でございまして、今年齢をどうするということに具体的にまだきめておられない次第でございます。

○田口(誠)委員 たいだいまのお答えを聞いておきますと、男子の場合は五十二才、女子の場合は四十七才になれはというふうに御説明をされましたので、それで、先ほど私の申しましたように、女子が五十五才、それから男子が六十才というように何か聞こえたのですけれども、これは昭和二十九年に改正をして、五年間引き上げたときに、

ちよろどその給付を受ける年齢に近い人たちが急にまた五年間延びるということになると迷惑になるというので、六段階に分けて漸次引き上げの方式をとつたのであつて、ちよろど五十五才で給付できるという男子の人は、昭和二十九年に五十二才になつておつたということですね。それから女子の場合は、四十七才であつた人が五十五才でよろしい、こういうことなんです。

○山本(正)政府委員 今のお話でございますが、昭和二十九年の改正のときに、厚生年金の受給年齢は、それまで男子五十五才、女子五十才でございまして、それを六十才、五十五才と五年間引き上げましたが、一挙にやつてしまつたのは工合が悪いというので、それを二年間に徐々に引き上げていく、おおむね三年ごとに一年引き上げていく、こういうふうな措置に変わった次第でございまして、その際にも一つありましたのは、四十才以上の人については、資格期間が本来ならば二十年であるのを十五年でよろしい、こういう改正はいたしました。今お話をいたしましたように、四十才が五十五才という形にはなっていないはずでございまして、

年齢で三十九才以下の者は六十才でなければならぬ、これは女子の場合は申しませんが、こういうふうなことになるおつたのです。従つて、そういうことから、先ほど五十五才とか五十五才とかいふ御答弁がありましたけれども、実際的には五十五才と六十才なんです。これは、やはり今の民間企業の定年制の実態からいまして、私は、下げる必要があるし、下げてもらわなければ労働者は困るんだというふうなことです。そういうことから、引き下げる用意ありやということをお御質問申し上げたのですが、ないというふうなことです。

○山本(正)政府委員 先ほど申しましたように、社会保険審議会におきましても、問題点としては、この年齢の問題が出ておりました。その扱いにつきましましては、年齢引き下げという御主張もございまして、あるいはまた、その大部分の人たちは、年齢を引き上げてい、実際に年金をもちろむことにならないうので、減額年金といったような制度を設けて、希望者はもちろむことにならないう方法もあるわけではないかというふうな議論もあるわけでございます。今日引き下げるという結論には迷っていない次第でございます。

ての恩恵を受けず、中途でやめる婦人労働者が多いわけなんです。その人たちの場合には、やはり一時金という制度はございませぬけれども、この一時金の額たるや非常に少ないわけ、婦人労働者の場合は、やはり一時金の給付率をこれも引き上げる必要があるのじゃないか、ぐらいではない、上げてもらわなければ、婦人の労働者は非常に困つておられるわけなんです。この点についてはどういふふうにお考えになつておられますか。

○山本(正)政府委員 御指摘のようにならぬ問題もあるわけでございます。現在も保険料率の計算等におきましては、第三種被保険者、こういふ一般とは違った扱いをいたしておりましたが、今御指摘のような諸点がございまして、ただ、国民年金制度がございまして、その際、各年金制度の通算制度、通算の特別の法律がございまして、各種年金を通算いたしました年金がもたらえる措置が講じてございまして、厚生年金におりました期間、その後、国民年金の被保険者になる、こういふ期間が通算されますので、問題は、基本的な方向をいたしましては解決されておる次第でございますが、その金額の問題、あるいはまた女子労働者が退職いたしました際の結婚資金の問題といったような点もございまして、今回の改正におきましては、女子労働者の扱い、あるいは保険料率といったものをどうするかという点は検討いたしておりますが、これがどういふ案が一ついふかという結論にまで達していません。

○田口(誠)委員 厚生年金の中の障害年金、障害手当、こういうふうなものも、今度の給付率を引き上げるときには、含めて上げるといふお考えなんです。簡単に聞きますと、定額部分だけ上げると、障害年金とか、また遺族年金とかいふもの、それから遺族の場合でも、未成年の人たちに対する給付の額なんかでも、私どもが考えてみますと、相当に不満足な金額でございまして、これはやはり上げていただきたいかと思つておられます。

○山本(正)政府委員 御指摘のようにならぬ問題はございまして、遺族年金中心課題ではございまして、遺族年金あるいは障害年金につきましても、問題があるわけでございます。特に遺族年金につきましては、現在あらゆる制度を通じて半額といたつたような立方面になつておられて、そこに相当基本的な問題がございまして、当然今回の改正におきましては、遺族年金の問題も含めて、あるいは障害年金の問題も含めて検討をいたしている次第でございまして、ただ、いわゆる扶養加算の問題につきましては、これは将来の問題といたしましては、妻の加算の問題は別といたしまして、また何らかの

方法を講じていかなければならないと思っておりますが、子供の加算につきましては、将来の問題といたしましては、児童手当制度をどうするかといったような問題とからんで参りますので、そういう問題とも兼ね合いで検討を進めていきたい、かように考えておる次第でございます。

○田口(誠)委員 これは質問になるか希望になるかわかりませんが、障害年金の場合に一級、二級とありますが、一般に該当する人たちの給付金額、それから今の二級から一級に切りかえねばならぬという人たちもあるわけですし、こういうような等級の面について御検討をいただきたいと思うのです。やはりこういうことも検討されておられますか。

○山本(正)政府委員 障害年金につきましては、障害の基準というものが相当問題になりますし、また、厚生年金と国民年金とは違っている面もございますし、それからまた、特に厚生年金におきましては、労災との関係というものも十分考えながら、この等級の扱い、あるいはまたその際におけるところの、一級の場合で申しますと、看料的性格を持っておりまして加算金というものも含めて検討いたしておる次第でございます。

○田口(誠)委員 ちょっとここでわからないので、私は何っておきたいと思っておりますが、加給年金の場合の不具者ですね。この場合に、精薄児なんかの場合の取り扱いは何を基準に置いて査定されるのですか。

○山本(正)政府委員 障害児を持ってある場合の特別加給というものはございませんが、実は、精薄児に

つきましては、精神障害者並びに精神弱者を含めまして非常にむずかしい問題がございます。これは現在では、むしろ国民年金の問題といたしまして議論がされておりますし、私どももいたしまして、特別の委員会をつくりまして、どういった基準で精神障害者あるいは精薄といったものを区分けしていくかといった点を議論願っておる次第でございます。一般に言われますいわゆる精薄者の扱いというものにつきましては、学者間にも意見が非常に分かれておりますし、かつまた、年金の制度の中で考える場合には、そう固定した形に表われない、取り扱いがむずかしいという問題もございまして、今日、むしろ国民年金の問題といたしまして、専門の方々に委嘱して検討を願っているような過程でございます。

○田口(誠)委員 障害年金の場合に、業務上で病気やけがをしたような場合には、労働者災害保険の方から六年間ももらいまして、七年目からこちらへ切りかえるわけです。そうしますと、今年度厚生年金の給付率が上がった場合に、六年間向こうでもらっている場合に、この率の上昇方によりましては、厚生年金の方でもらった方が得だという場合ができてきますね。そういう場合にはやはり考慮されるのでしょうか。

○山本(正)政府委員 障害年金の給付の改善ということをした際に、特に労災との関係が出てくるわけでございます。労災保険との扱いというものは、十分労働省と協議いたしまして、各般の扱いというものを円滑に処理していきたい、かように考えておる次第でございます。

○田口(誠)委員 二日続けて三時近くまでやっておりますので、きょうは早く終わらないと、皆さんいろいろ用事があるようでございますから、これでもやめますが、今までの質疑応答で、厚生省の方としては、昨年大臣が約束しておいたのに約束を破ったのだから、来年は約束をしないかともこれは改正をしなければならぬ当たり年ですからね。私の方から要求することは、給付率を引き上げてもらいたいということ、それから国庫補助金の補助率を引き上げてもらいたい、こういうことを強く要望申し上げて、私の質問は終わります。

○永山委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる二十八日午前十時理事會、十時半委員會を開會することとして、散會いたします。

午後零時四十一分散會

〔参照〕
外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)に関する報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二號)に関する報告書
文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四號)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕